

## 住んで安心「しまねの木の家」づくりバックアップ事業取扱要領

### 第1 趣旨

社団法人島根県住まいづくり協会（以下「住まいづくり協会」という。）が実施する住んで安心「しまねの木の家」づくりバックアップ対策の事務手続き等については、新しまね森林・林業活性化プラン推進事業補助金交付要綱（平成19年4月2日付け林第1053号）、新しまね森林・林業活性化プラン推進事業実施要領（平成19年4月2日付け林第1054号）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによるものとする。

### 第2 補助事業の申請

住んで安心「しまねの木の家」づくりバックアップ対策の補助金の交付を受けようとする「しまねの木の家」づくりグループ（以下「グループ」という。）は、事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、住まいづくり協会に提出するものとする。

- （1）確認済証（建築基準法第6条第1項）又は建築工事届（建築基準法第15条第1項）受付済の写し
- （2）住宅瑕疵担保責任保険申込受領証等の写し
- （3）設計図（平面図、立面図、断面図）
- （4）しまねの木認証申請書の写し
- （5）木材利用量計算書（様式第2号）

### 第3 補助事業の承認

住まいづくり協会は、事業申請書の提出があったときは、内容を精査し適当と認められた場合は、その旨をグループに通知（様式第3号）するものとする。

### 第4 申請内容の変更

グループは、次に該当する事業申請書の内容変更しようとする場合は、住まいづくり協会に事業変更申請書（様式第4号）を提出し、変更の承認（様式第5号）を受けものとする。

- （1）建築促進する木造住宅の種別の変更
- （2）木造住宅の建築の取り止め

### 第5 実施内容の確認検査等

実施内容の確認検査等については、以下のとおりとする。

確認検査項目	確認検査時期	確認検査機関
「しまねの木」認証材の確認	事業申請前	（社）島根県木材協会
工法・木材使用量の確認	事業申請時	（社）島根県住まいづくり協会
住宅瑕疵担保責任保険検査	基礎配筋完了時 屋根工事完了時	（財）島根県建築住宅センター等

グループは、屋根工事が完了したときは、木材使用実績を木材利用量計算書（様式第6号）により、住まいづくり協会に提出するものとする。

## 第6 事業完了報告

グループは、事業完了後速やかに、事業完了報告書（様式第7号）を住まいづくり協会に提出するものとする。

なお、建物の完成が翌年度になるものについては、当該年度末における事業完了見込みでもって報告するものとし、事業完了したときは、速やかに事業完了報告書を提出するものとする。

また、提出期限は、当該年度の3月25日までとする。

## 第7 補助金の交付

住まいづくり協会は、申請者より事業完了報告書が提出されたときは、内容を精査し適当と認められた場合は、額を確定しその旨をグループに通知（様式第8号）し、補助金を交付するものとする。

## 第8 補助金額

住まいづくり協会がグループに交付する補助金額は、「しまねの木の家」等県産木造住宅の種別によって、グループ活動1件ごとに30万円又は15万円とする。

「しまねの木の家」等県産木造住宅の種別と補助金額は、以下のとおりとする。

種別	補助金額
「しまねの木の家」	30万円/件
県産材の使用割合が70%以上の木造住宅 (構造材)	15万円/件

## 第9 「しまねの木の家」等県産木造住宅の証明

建築主から「しまねの木の家」等県産木造住宅の基準適合証明申請書の提出があった場合は、住宅瑕疵担保責任保険検査後に基準適合証明書を交付するものとする。

また、当該事業を活用することなく建築する「しまねの木の家」等県産木造住宅の基準適合証明の場合は、建築主から「しまねの木の家」等県産木造住宅の基準適合証明申請書に次に掲げる書類を添えて、提出させるものとする。その場合の確認等については、当該事業の手続きに準じて行うものとする。

- (1) 確認済証（建築基準法第6条第1項）又は建築工事届（建築基準法第15条第1項）受付済の写し
- (2) 住宅瑕疵担保責任保険申込受領証等の写し
- (3) 設計図（平面図、立面図、断面図）
- (4) しまねの木認証申請書の写し
- (5) 木材利用量計算書（様式第2号）又は木材利用量計算書（様式第6号）